

サステナビリティ情報開示基準の今後について思うこと②

松山 将之

2023年8月のコラムでは、企業内容等の開示に関する内閣府令等（以下開示府令）の改正とその背景を含め、サステナビリティ情報開示と法定開示への影響について取り上げた。今回は、日本におけるサステナビリティ情報開示の法定開示の進展と、統合報告書に代表される任意開示報告書との関係について、私の意見を述べたいと思う。

日本の企業開示の特徴として、法定開示報告書と任意開示報告書との間の暗黙の機能分化が挙げられる。有価証券報告書に代表される法定開示報告書では、主に財務情報が開示されている。また、その内容は企業の過去の実績を、会計基準に基づく認識と測定のパラダイムに従った定量情報が中心となっている。一方、統合報告書に代表される任意開示報告書では、主に非財務情報が開示されている。その内容は、将来の情報を含む、自由度の高い記述による定性情報の開示が中心となっている。企業のこのような使い分けに対し、投資家に代表される情報利用者も目的に応じて利用してきた。グローバルな開示の動向としては、ESG投資の隆盛とそれに続くサステナビリティ投資に対する関心の高まりから、非財務情報開示の重要性が高まっている。それに伴い、開示情報の利用者からは、非財務情報の比較可能性や、透明性などの問題が指摘され、開示の質的な向上も求められるようになった。その結果、IFRS財団の傘下に基準設定主体としてISSBが設立され、非財務情報開示の基準化がグローバルに進展するに至っている。日本では、すでに開示府令の改正により、有価証券報告書の中でのサステナビリティ関連の記述情報の開示が始まっている。しかし、現在、その多くが統合報告書の該当部分そのまま掲載されており、同じ内容が、法定と任意の2つの媒体に開示されている。企業にとって、同じテーマを異なる形で記述することは、それだけ手間とコストがかかるため、この状況は理解できるが、情報の有用性としての観点では、開示の意義は小さい。

この点に関して、金融庁金融審議会のディスカロージャーワーキンググループの議論では、サステナビリティ情報開示における統合報告書などの任意開示報告書の役割を、有価証券報告書の開示内容を補完するものとして位置付けている¹。しかし、この問題は、非財務情報の法定か任意かの開示媒体に関する議論だけで十分だろうか。そもそも、非財務情報の基準化の議論は、サステナビリティ情報の有用性を高めることが目的であった。その中で、開示媒体に関する議論は、あくまで手段であり、本質的な問題ではない。企業は、財務と非財務の側面から、定量と定性の性質を持つ情報を開示している。それを投資家などの情報利用者は、財務情報と非財務情報を一体化させた上で、評価し、金融行動をとることが求められている。そのためには、財務情報と非財務情報の相違点や関係性を明確にすることが必要である。現在の日本国内では、何を非財務情報として開示するかが議論の中心となっており、情報利用の観点からの議論については、あまり意識されていない。

このような課題意識に対して、IFRSでは、ISSBが設立される時に、非財務情報開示のフレームワーク・基準の設定主体である5つの団体が、財務情報と非財務情報（サステナビリティ情報）を整合させるための提言を行っている²。そこでは、目的適合性やマテリアリティなど、情報の有用性を示す性質に重要な差異があることが指摘されており、情報作成者側と情報利用者側の双方で課題が共有されている。日本においても、前提条件は異なるものの、財務情報については「(討議資料) 概念フレームワーク」(2004)、非財務情報については、「記述情報の開示に関する原則」(2019、2022)が公表されており、議論の前提となる材料は整っている。具体的な議論は、SSBJで現在開発が進められている日本版のIFRS SX (S1) (S2)の公開草案を待つこととなる。いずれにしても、日本におけるサステナビリティ情報開示基準の議論は始まったばかりで

あり、今後も開示情報を利用する観点からの議論が進展することを期待したい。

以上

(参考文献)

- ・「記述情報の開示に関する原則」 <<https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20190319/01.pdf> (2024年2月21日参照) >
- ・「(討議資料) 財務会計の概念フレームワーク」 <https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/begriff_20061228.pdf (2024年2月21日参照) >
- ・「金融審議会 ディスクロージャーワーキンググループ 報告 –中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて–」 <https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220613/01.pdf (2024年2月21日参照) >
- ・“Reporting on enterprise value Illustrated with a prototype climate-related financial disclosure standard”(2020年)

¹ ワーキンググループの報告書の中ではI-1サステナビリティ全般に関する開示において、任意開示の推進について述べる一方で、サステナビリティ開示に関する留意事項の中で有価証券報告書の記述情報を補足するものとして任意開示書類の参照を挙げている。

² 5つの団体とは、CDP、CDSB、GRI、IIRC、SASBである。これらの組織は、ISSB設立やIFRS SX (S1) (S2) 開発のためのプロトタイプ策定への貢献だけでなく、ここで紹介したような財務情報と非財務情報開示の概念整理も行っている。